

■ 償却資産申告書をご提出ください

償却資産は、事業用資産の所有者に申告の義務があります。12月中旬に申告書を送付します。令和6年1月31日（水）まで申告をお願いします。

新たに事業を始められた方、また今までに申告されていた方で申告書が届かない場合はご連絡ください。申告書を送付します。

【昨年度、eTAXで申告された方へ】

eTAXで申告された方につきましては、翌年度以降申告書の郵送はありません。引き続き、eTAXをご利用ください。

【問い合わせ】

税務出納課資産税係

☎8516133

■ 小型特殊自動車をお持ちの方はご確認ください

農耕作業車は、軽自動車税または固定資産税（償却資産）の課税対象です。

左記の要件にすべて該当する場合は、小型特殊自動車に該当し軽自動車税の対象となります。ナンバープレートを取得する必要があります。なお、小型特殊自動車は道路を走らなくてもナンバープレートが必要となります（軽自動車税は、所有していることに基づいて課税するため）。

▼要件① 乗用であるもの

▼要件② 走行速度

農耕作業車：35km/h未満

農耕作業車以外：15km/h以下

▼要件③ 規格

農耕作業車：長さ・幅・高さ制限なし

農耕作業車以外：長さ4.7m以下 幅1.7m以下 高さ2.8m以下

（例）コンバイン、トラクター等
※小型特殊自動車を償却資産として申告していた場合は、修正申告を行っていただき、あらたに軽自動車税の申告を行ってください。

※ナンバープレートの取得には、車両の詳細がわかるものが必要となりますので、申告の際にご持参ください。

【問い合わせ】

税務出納課町民税係

☎8516132

マイナンバーカードについてお知らせ

【問い合わせ】町民課戸籍年金係 ☎85-6129

マイナンバーカードの電子証明書更新手続きの案内は届いていませんか？

マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の有効期限が近づいている方に、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）より封書が届きます。有効期限の3か月前から更新手続きが可能です。町民課窓口においてになる際、電話で予約し来庁していただくと待ち時間が少なく手続きができます。

※更新にはマイナンバーカードの暗証番号が必要です。

※更新手続きを期限内に行わない場合、電子証明書は失効となりマイナポータル・健康保険証等の利用ができなくなります。

カードの受取はがきが届いたけれど、平日窓口にお越しになれない方はいませんか？

下記の日程で日曜日に役場窓口を開庁します。来庁の際は事前予約が必要です。

・期日：12月24日（日）・1月28日（日）

・時間：午前9時～11時30分 ※電子証明書更新手続きの予約も受け付けいたします。

マイナンバーカードの申請をしませんか？

町民課窓口で随時受付しています。窓口に来ることが困難な方は、町民課戸籍年金係にご連絡いただけますとご自宅にお伺いし、マイナンバーカード申請のお手伝いをいたします。

※申請の時に写真を無料でお撮りいたします。

※申請に要する時間は約15分です。

出来上がったマイナンバーカードは簡易書留で自宅へ郵送します。



燃えないごみの出し方についてのお願い

割れたガラスや刃物類、割れそうなものをごみに出すときは、新聞紙などに包み、「危険」「われもの」などと明記してください。

包んだ新聞紙などから中身が突き出ると、集積所に出す際や業者による収集の際に大きなけ

がにつながるおそれがあります。ごみを出す前に紙が破れていないか再度確認する、破れないように厚く包むなどして、危険がないように徹底してください。

【問い合わせ】

町民課くらし環境係
☎ 85-6131

高齢者・障がい者の方を対象とした冬期間の支援制度について

町民の皆さんが、冬でも安心して生活を送ることができるよう、町では次のような支援を行っています。

◆高齢者世帯等雪はき支援事業

自力で除雪ができない世帯に対して除雪支援を行います。

●対象

次のいずれかに該当する町民税非課税世帯（親族等から除雪の支援（金銭的な支援を含む）を受けることができない世帯）

- ① 65歳以上の高齢者世帯
- ② 身体障害者手帳1〜4級該当の障がい者のみの世帯
- ③ 療育手帳の交付を受けている障がい者のみの世帯
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級の障がい者のみの世帯
- ⑤ 右記の各号に該当する方で構成されている世帯

●内容

住居の出入り口から、生活道路に出るまでの人的除雪を行います。

◆高齢者世帯等雪下ろし費支給事業

自力で雪下ろしができない世帯に対して雪下ろし費用を支給します。

●対象

高齢者世帯等雪はき支援事業と同じです。ただし、生活保護受給者は対象外となります。

●給付

住居の雪下ろし1回あたり1万8千円を上限として年度内に3回までとなります。《手続き》 どちらの事業も、お住まいの地区の民生委員の方を通して申請してください。

【問い合わせ】

健康福祉課福祉係
☎ 86-0111

冬の生活応援事業（灯油等購入費助成）について

町民生活の経済的な負担を軽減するため、灯油等購入費を助成します。灯油価格が高騰している状況を受け、今年度は助成額を5千円から1万円に引き上げます。

●対象世帯

(1) 令和5年11月1日現在で白鷹町に住民票があり、世帯員全員の令和5年度市町村民税が非課税、かつ次のいずれかの要件に該当する世帯

- ① 65歳以上の方（昭和34年4月1日以前に生まれた方）のみで構成されている世帯
- ② 重度心身障がい者医療証が交付されている世帯
- ③ 児童扶養手当を受給している世帯
- ④ 準要保護認定世帯

(2) 東日本大震災の避難世帯として避難者登録をし、世帯全員の令和5年度市町村民税が非課税の世帯

※世帯員全員が、施設入所や長期入院、他の親族の家に移る等により冬期間不在となる世帯や、生活保護受給世帯は助成対象となりません。

●内 容 1世帯につき1万円を申請時に指定された口座へ振り込みます。

●申請方法 必要事項を記入の上、返信用封筒にて健康福祉課福祉係へ郵送してください。※助成対象となる可能性がある世帯には、12月上旬に案内と申請書を郵送しています。

●申請期限 3月29日（金）（当日消印有効）

【問い合わせ】 健康福祉課福祉係 ☎ 86-0111